

平成19年第2回嬉野市議会定例会会議録

招 集 年 月 日	平成19年6月4日					
招 集 場 所	嬉野市議会議場					
開 閉 会 日 時 及 び 宣 告	開会	平成19年6月4日 午前10時00分			議 長 山 口 要	
	散会	平成19年6月4日 午前11時26分			議 長 山 口 要	
応（不応）招 議員及び出席 並びに欠席議員	議席 番号	氏 名	出欠	議席 番号	氏 名	出欠
	1番	小 田 寛 之	出	12番	太 田 重 喜	欠
	2番	大 島 恒 典	出	13番	山 口 榮 一	出
	3番	梶 原 睦 也	出	14番	野 副 道 夫	出
	4番	秋 月 留 美 子	出	15番		
	5番	園 田 浩 之	出	16番	副 島 敏 之	出
	6番	副 島 孝 裕	出	17番	田 口 好 秋	出
	7番	田 中 政 司	出	18番	西 村 信 夫	出
	8番	川 原 等	出	19番	平 野 昭 義	出
	9番	織 田 菊 男	出	20番	山 田 伊 佐 男	出
	10番	芦 塚 典 子	出	21番	山 口 栄 秋	出
	11番	神 近 勝 彦	出	22番	山 口 要	出

地方自治法 第121条の規定 により説明の ため議会に出席 した者の職氏名	市長	谷口 太一郎	福祉課長(本庁)	大森 紹正
	副市長	古賀 一也	農林課長(本庁)	
	教育長	杉崎 士郎	商工観光課長(本庁・支所兼務)	
	総務部長・企画部長兼務	中島 庸二	建設課長(本庁)	
	市民生活部長	中山 逸男	会計課長	岸川 久一
	福祉部長	田代 勇	農業委員会事務局長	
	産業振興部長・まち整備部長兼務	山口 克美	学校教育課長・社会教育課長兼務	江口 常雄
	教育次長	桑原 秋則	総務課長(支所)	坂本 健二
	嬉野総合支所長	森 育男	市民税務課長(支所)	
	総務課長(本庁)	片山 義郎	保健環境課長(支所)	
	財政課長	田中 明	福祉課長(支所)	
	企画課長	三根 清和	農林課長(支所)	
	地域振興課長	中島 文二郎	建設課長(支所)	
	市民税務課長(本庁)	川原 英夫	下水道課長	
保健環境課長(本庁)	山口 久義	水道課長	角 勝義	
本会議に職務 のため出席した 者の職氏名	議会事務局長	宮田 富夫		

## 平成19年第2回嬉野市議会定例会議事日程

平成19年6月4日（月）

本会議第1日目

午前10時 開議

- |       |   |
|-------|---|
| 日程第1  | 会議録署名議員の指名  |
| 日程第2  | 会期の決定   |
| 日程第3  | 諸般の報告   |
|       | 報告第1号 平成18年度嬉野市一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について                      |
|       | 報告第2号 平成18年度嬉野市嬉野都市計画事業嬉野第七土地区画整理事業費特別会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について |
|       | 報告第3号 平成18年度嬉野市嬉野都市計画事業嬉野第八土地区画整理事業費特別会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について |
| 日程第4  | 議案第31号 専決処分の承認を求めることについて（嬉野市税条例の一部を改正する条例）                  |
| 日程第5  | 議案第32号 専決処分の承認を求めることについて（嬉野市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）            |
| 日程第6  | 議案第33号 専決処分の承認を求めることについて（平成18年度嬉野市国民健康保険特別会計補正予算（第4号））      |
| 日程第7  | 議案第34号 嬉野市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例について                     |
| 日程第8  | 議案第35号 嬉野市部設置条例の全部を改正する条例について                               |
| 日程第9  | 議案第36号 嬉野市役所の位置を定める条例の一部を改正する条例について                         |
| 日程第10 | 議案第37号 嬉野市総合支所設置条例の一部を改正する条例について                            |
| 日程第11 | 議案第38号 嬉野市出張所設置条例の一部を改正する条例について                             |
| 日程第12 | 議案第39号 嬉野市総合計画審議会条例の一部を改正する条例について                           |
| 日程第13 | 議案第40号 嬉野市議会議員の報酬、期末手当及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例について              |
| 日程第14 | 議案第41号 嬉野市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について         |
| 日程第15 | 議案第42号 嬉野市特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例について                         |
| 日程第16 | 議案第43号 嬉野市公の施設の指定管理者の指定の手続に関する条例の一部を改正する条例について              |
| 日程第17 | 議案第44号 嬉野市青少年問題協議会条例の一部を改正する条例について                          |

- 日程第18 議案第45号 嬉野市予防接種健康被害調査委員会条例の一部を改正する条例について
- 日程第19 議案第46号 嬉野市標準小作料設定協議会条例の一部を改正する条例について
- 日程第20 議案第47号 嬉野市都市計画審議会条例の一部を改正する条例について
- 日程第21 議案第48号 嬉野市消防団条例の一部を改正する条例について
- 日程第22 議案第49号 嬉野市消防審議会条例の一部を改正する条例について
- 日程第23 議案第50号 嬉野市地域コミュニティ審議会設置条例を廃止する条例について
- 日程第24 議案第51号 平成19年度嬉野市一般会計補正予算（第1号）
- 日程第25 議案第52号 平成19年度嬉野市老人保健特別会計補正予算（第1号）
- 日程第26 請願第1号 「教育予算の拡充」を求める請願書
- 日程第27 陳情の委員会付託
- 日程第28 委員長報告 総務企画常任委員会 まちなみ整備について  
 文教厚生常任委員会 児童福祉について  
 産業建設常任委員会 農業集落排水事業における汚泥のコンポスト処理について

---

午前10時 開会

○議長（山口 要君）

皆さんおはようございます。本日より平成19年第2回嬉野市定例市議会を開催招集いたしましたところ御参集をいただきまして、大変御苦労さまでございます。

本日は太田重喜議員が欠席であります。

それでは、定足数に達しておりますので、ただいまから平成19年第2回嬉野市議会定例会を開会いたします。

今議会の議会運営につきましては、5月31日に議会運営委員会を開催していただきましたので、その結果について報告を求めます。山口榮一議会運営委員長。

○議会運営委員長（山口榮一君）

おはようございます。31日に議会運営委員会を開催していただきまして、結果について御報告を申し上げます。

第2回嬉野市議会定例会会期日程案でございます。

第1日、6月4日月曜日、本会議。開会、会議録署名議員の指名、会期の決定、諸般の報告、議案一括上程、提案理由の説明、請願、陳情の委員会付託、委員長報告。

第2日、6月5日火曜日、委員会。常任委員会。

第3日、6月6日水曜日、委員会。常任委員会。

第4日、6月7日木曜日、休会。議案審査。

第5日、6月8日金曜日、本会議。このたび一般質問が14名でございますので、この8日に5名。

第6日、6月9日土曜日、休会。議案審査。

第7日、6月10日日曜日、休会。議案審査。

第8日、6月11日月曜日、本会議。一般質問5名。

第9日、6月12日火曜日、本会議。一般質問4名ということになっております。

第10日、6月13日水曜日、本会議。議案質疑。

第11日、6月14日木曜日、本会議。議案質疑。

第12日、6月15日金曜日、本会議。討論、採決、閉会となっております。

以上でございます。

### ○議長（山口 要君）

議会運営につきましては、ただいま委員長から報告のあったとおりであります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで議会運営についての報告を終わります。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付のとおりであります。

日程第1．会議録署名議員の指名を行います。

嬉野市議会会議規則第78条の規定によって、会議録署名議員に1番小田寛之議員、2番大島恒典議員、3番梶原睦也議員を今会期中、指名をいたします。

日程第2．嬉野市議会会議規則第4条の規定によって、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から6月15日までの12日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。会期は本日から6月15日までの12日間に決定をいたしました。

なお、会期中の会議予定につきましては、お手元に配付をしております会期日程のとおりでありますので、御了承をお願いいたします。

日程第3．諸般の報告を行います。

平成18年度嬉野市一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について、平成18年度嬉野市嬉野都市計画事業嬉野第七土地区画整理事業費特別会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について及び平成18年度嬉野市嬉野都市計画事業嬉野第八土地区画整理事業費特別会計予算繰越明許費繰越計算書の報告につきましては、報告第1号ないし第3号として提出をされましたので、お手元に配付をし、報告とさせていただきます。

また、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、平成19年度嬉野市土地開発公社事業計画及び平成18年度嬉野市土地開発公社事業決算についてが市長から提出をされましたので、お手元に配付をしております。

これで諸般の報告を終わります。

日程第4. 議案第31号 専決処分の承認を求めることについて（嬉野市税条例の一部を改正する条例）から日程第25. 議案第52号 平成19年度嬉野市老人保健特別会計補正予算（第1号）までを一括して議題といたします。

朗読を省略いたしまして、提案理由の説明を求めます。市長。

#### ○市長（谷口太一郎君）

皆様おはようございます。ただいま6月定例会が開会をいたしましたところでございます。会期中、真摯に努力をいたしたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、提案理由の説明に入らせていただきたいと思います。

本日、平成19年6月嬉野市議会定例会の開会に当たり、議員皆様の日ごろの御活動、御活躍に敬意を表しますとともに、本市行政に対します御尽力と御支援、御協力に厚く御礼を申し上げます。

本定例会には、平成19年度補正予算など22件の議案を御提案申し上げます。

合併2年目の本年は、合併協議会で確認されましたまちづくり計画の方針に基づき市政を推進するため、嬉野市総合計画や男女共同参画行動計画の策定など将来における嬉野市を見据えた計画を現在策定中でございます。地域コミュニティ基本方針につきましては、本年3月に答申をいただき、本年度、各地域で地域コミュニティの基本的な考え方について説明会等を開催する予定といたしております。

行財政改革の推進につきましては、行財政調査委員会の答申に基づき、今後も積極的に進めてまいります。行財政調査委員会の答申内容は、合併に伴う組織編成の見直しを継続的に実施し、積極的に課の統廃合に努められたいとの御意見をいただいております。

これらの答申内容を踏まえまして、今定例会に機構改革に伴う関係条例の改正議案等を提案いたしております。

組織再編、機構改革の基本的な考え方について申し上げますと、財政見通しは今後も厳しい状況が見込まれることから、特に、予算、人員の減少に対して対応できる組織、また、市民本位の視点から行政サービスの向上へ資する組織機構の見直しに取り組む必要があります。あわせて市民の皆様がわかりやすい組織づくりにも取り組む必要があると考えております。定員管理計画とリンクした計画的な組織機構の見直しを図り、継続的に機構改革を進めてまいりたいと考えております。

さて、7月には佐賀県内において全国高等学校総合体育大会が開催されます。嬉野市はソフトテニス、フェンシング及びなぎなたの競技会場、登山の開会式及び閉会式の会場となっ

ております。

先日開催されました県のインターハイ予選におきましては、嬉野高校、塩田高校の両高校のソフトテニス部が全国大会への参加資格を得たと聞いておるところでございます。地元の代表として、市民の盛り上がりも一層のものが期待されるところでございます。

なお、この期間に選手、監督役員、報道関係者でおよそ4万3,000人、また、加えて応援の皆様方が多数嬉野温泉に宿泊される予定でございます。大会の成功に向けて、皆様の御支援、御協力を改めてお願い申し上げます。

次に、西九州新幹線の着工促進につきましては、県及び関係市町とも共同歩調をとりながら努力をしてみたいと思います。3年連続で予算が決定されており、一日も早く具体化につきましては運動を強力に進めてみたいと考えておるところでございます。

さて、今定例会に提出いたしました議案につきまして、その概要を御説明申し上げます。条例改正の専決処分の承認を求めるもの2件、平成18年度補正予算の専決処分の承認を求めることについて1件、条例の制定1件、条例の改正が15件、廃止が1件、平成19年度補正予算議案が2件の計22件の案件について御審議をお願いするものでございます。

議案第31号、議案第32号「専決処分の承認を求めることについて」の2議案について御説明を申し上げます。

地方税法の一部を改正する法律等の上位法が施行されたことに伴い、所要の改正を専決処分いたしましたので、その承認を求めるものでございます。

議案第33号の専決処分の承認を求めることについて（平成18年度嬉野市国民健康保険特別会計補正予算（第4号））は、医療費の確定に伴い補正予算の専決処分をいたしましたので、その承認を求めるものでございます。

なお、一般会計並びに各特別会計は予算額と決算見込み額との乖離をなくすため、従来、3月議会後に補正予算の専決処分を行っていたところでございますが、平成18年度分は国民健康保険特別会計予算を除き補正予算の専決処分を行いませんでしたので、御報告を申し上げます。

なお、平成18年度の予算執行につきましては、先月末に決算できましたことを御報告申し上げます。

議案第34号 嬉野市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例は、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律等上位法の規定に基づき、専門的な知識経験、または優れた識見を有する者の任期を定めた採用及び任期を定めて採用された職員の給与の特例について定めるものでございます。

議案第35号から議案第49号までの15議案は条例の改正でございます。

議案第35号 嬉野市部設置条例の全部を改正する条例について、議案第36号 嬉野市役所の位置を定める条例の一部を改正する条例についての2議案は、行政組織の改革に伴い、所

要の改定を行うものでございます。

議案第37号「嬉野市総合支所設置条例」及び議案第38号「嬉野市出張所設置条例」のそれぞれの一部を改正する条例の2議案は、所管区域を明確にするため、所要の改正を行うものでございます。

議案第40号「嬉野市議会議員の報酬、期末手当及び費用弁償支給条例」及び議案第41号「嬉野市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例」のそれぞれ一部を改正する条例の2議案は、特別職報酬等審議会の答申に基づき、報酬の改定を行うものでございます。

議会議員の報酬につきましては、合併後の広範な行政課題に適切に対応できる議員活動を充実させるため、調査活動基盤の充実が必要であるとの答申でございました。

また、嬉野市特別職の職員で非常勤の者のうち、農業委員会会長、監査委員、選挙管理委員会委員長及び委員、教育委員会委員長及び委員の報酬につきましては、特別職報酬等審議会から、他市と比較すると大きな開きがあり、委員としての職務の拡大などを考慮すれば引き上げが必要であるとの御意見をいただいておりますので、それぞれ所要の改正を行うものでございます。

また、選挙投票時の選挙長等、日額で報酬を定めた委員につきましては、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

議案第43号「嬉野市公の施設の指定管理者の指定の手続に関する条例」の一部改正は、指定管理者の指定手続をより適正に行うため指定管理者選定委員会を設置するため、所要の改正を行うものでございます。

議案第39号「嬉野市総合計画審議会条例」、議案第42号「嬉野市特別職報酬等審議会条例」、議案第44号「嬉野市青少年問題協議会条例」、議案第45号「嬉野市予防接種健康被害調査委員会条例」、議案第46号「嬉野市標準小作料設定協議会条例」、議案第47号「嬉野市都市計画審議会条例」及び議案第49号「嬉野市消防審議会条例」のそれぞれの一部を改正する条例の7議案は、行政組織の改革等に伴い、所要の改正を行うものでございます。

議案第48号「嬉野市消防団条例の一部を改正する条例」は、上位法の改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

議案第50号 嬉野市地域コミュニティ審議会設置条例を廃止する条例については、審議会を設置目的でございました嬉野市地域コミュニティ基本方針の策定が完了したため、廃止するものでございます。

議案第51号 平成19年度嬉野市一般会計補正予算（第1号）について御説明を申し上げます。

今回の補正は、国、県の補助事業の内示に伴うものや特別職報酬等審議会の答申により議

員並びに各種委員の報酬の引き上げ、あるいは事務事業の進捗に伴い所要の補正を行うもので、補正後の予算総額を11,079,649千円とするもので、当初予算につきましては219,649千円、率で2.0%の増で、前年同期比は15,502千円、率で0.1%の増でございます。

1 款の議会費では、議員報酬を11,572千円計上いたし、2 款の総務費では、昨年、交流宣言を行いましたサガン鳥栖との交流事業に1,366千円、公共施設のバリアフリー化など人に優しいまちづくりを進めるため、地域活性化協働事業に12,400千円などを計上いたしております。

なお、3 款の民生費では、障害者自立支援法の円滑な推進を図るため、障害者自立支援基本特別対策事業など16,694千円、本年4月に制度改正により3歳未満児の児童手当の額の引き上げのため24,835千円などを計上いたしております。

4 款の衛生費では、市民の健康意識調査と分析を行い、ライフステージや生活圏に対応した総合健康プランの策定のため、地域保健計画策定推進調査事業に4,673千円などを計上いたしております。

次に、5 款の農林水産業費では、茶業研修施設の建設費関連で強い農業づくり交付金事業に30,450千円、農地・水・環境保全向上対策事業に7,416千円を計上いたし、6 款. 商工費では、嬉野温泉に宿泊される高校総体参加者に嬉野茶と吉田焼の急須を記念品として贈る特産品PR事業に1,360千円、うれしの茶販路拡大事業に440千円を計上いたしております。

7 款. 土木費では、国の内示に伴い、防衛施設周辺設備事業に83,878千円を計上いたし、8 款. 教育費では、発達障害児など学校において特別な配慮を要する児童・生徒の支援を行うため、特別支援教育支援員の配置に関する費用を3,904千円、青少年の健全育成のため、バレーボールをがんばり隊事業に1,003千円などを計上いたしております。

一方、これらを補う財源といたしましては、国庫支出金を86,385千円、県支出金を42,806千円、繰越金を45,808千円、平成18年度の老人医療費の精算に伴い老人保健特別会計からの繰入金17,194千円などを計上いたしております。

次に、議案第52号 平成19年度嬉野市老人保健特別会計補正予算（第1号）について御説明を申し上げます。

今回の補正は平成18年度分の医療費の精算に伴うもので、歳入歳出それぞれ19,714千円を追加補正し、補正後の予算総額は4,296,783千円とするもので、当初予算比は0.5%の増となります。前年同期比は11,299千円、率で0.3%の減でございます。

以上で本会議に提案いたしました議案22件につきまして概要説明を終わりますが、各議案の詳細な説明につきましては担当部長から説明させますので、何とぞ慎重な御審議をお願い申し上げます。

なお、今会期中に人事案件を追加提案の予定でございますので、よろしくようお願い申し上げます。

なお、今会期中に一般質問といたしまして、14名の議員の皆様から御質問を承っておるところでございます。私といたしましてもできる限りお答えを申し上げたいと思いますので、よろしく願い申し上げまして、提案理由の説明を終わらせていただきたいと思います。どうもありがとうございました。

**○議長（山口 要君）**

これで提案理由の説明を終わります。

次に、提出された議案の細部説明を求めます。

議案第31号から議案第33号までについて。市民生活部長。

**○市民生活部長（中山逸男君）**

どうも皆さんおはようございます。

それでは、議案第31号 専決処分の承認を求めることについて御説明を申し上げます。

これは地方自治法第179条第1項の規定によりまして別紙のとおり専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定によりましてこれを報告し、承認を求めるものでございます。

理由といたしましては、地方税法の一部を改正する法律等の施行に伴い条例の一部を改正し、4月1日からの施行をする必要があったものでございます。

嬉野市条例第13号 嬉野市税条例の一部を改正する条例について、5枚目の新旧対照表によりまして御説明を申し上げます。

今回の市税条例の一部を改正する条例で主なものでございますけれども、まず第95条、たばこ税の税率につきましては、1,000本につき3,064円を3,298円に改正するものでございますけれども、これは新旧対照表の3ページ、附則第16条の2、たばこ税の税率3,298円の特例を廃止し、本則税率とすることにしたものでございます。したがって、この条例の改正による増減は発生いたしません。

またもとに戻りまして、1ページの附則第10条の2、新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告に今回新たに、2ページになりますけれども、第6項を加えまして、高齢者、障害者等のバリアフリー改修に係る固定資産税の減額措置の創設でございます。これは既存の住宅についてバリアフリー改修をした場合、翌年度に限り100平米分までを限度といたしまして、税額の3分の1を減額するものでございます。

次に、5ページの附則第20条の5、保険料に係る個人の市民税の課税の特例につきましては、保険料に係る課税の特例で、租税条約の規定に基づき居住者が条約相手国の社会保障制度に保険料を支払った場合、その一定の金額を限度といたしまして、その年の総所得金額から控除されるものでございます。

続きまして、議案第32号についてですけれども、これは先ほどの議案第31号と同じく、専決処分の承認を求めるものでございまして、理由についても同様でございます。

嬉野市条例第14号 嬉野市国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、4枚目、

新旧対照表をごらんください。

第2条の課税額と第13条の国保税の減額の課税限度額530千円を560千円に改正するものがございます。

続きまして、議案第33号でございます。議案第33号につきましても、専決処分の承認を求めることについてでございますけれども、御説明をいたします。

平成18年度嬉野市の国民健康保険特別会計補正予算を地方自治法第179条第1項の規定によりまして別紙のとおり専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定によりましてこれを報告し、承認を求めるものがございます。

3ページをお願いいたします。

平成18年度嬉野市の国民健康保険特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるものがございます。

第1条で、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ195,916千円を減額いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,663,394千円とするものがございます。当初予算と比較をいたしまして、46,705千円、1.3%の増となっております。

補正の主な理由といたしましては、医療費の確定に伴いまして国庫支出金など予算の調整を行ったものがございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

#### ○議長（山口 要君）

次に、議案第34号から議案第51号までについて説明を求めます。総務部長。

#### ○総務部長（中島庸二君）

それでは、御説明申し上げます。

まず、議案第34号につきまして、嬉野市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例について御説明申し上げます。

理由といたしまして、専門的な知識経験、または優れた識見を有する者の任期を定めての採用やその職員の給与の特例について条例を制定する必要があるものがございます。

1ページをお願いいたします。

この条例の中に、趣旨といたしまして、この条例は地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号）第3条第1項及び第2項、第4条、第6条第2項並びに第7条第1項及び第2項等によりまして、必要な事項を定めるものがございます。

この内容といたしまして、3種類の職員の採用の方式があるということで御理解いただきたいと思っております。

まず、第2条でございますけれども、「任命権者は、高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者をその者が有する当該高度の専門的な知識経験又は優れた識見を一定の期間活用して遂行することが特に必要とされる業務に従事させる場合には、職員を選考により任

期を定めて採用することができる。」ということで、これについての対象につきましては、2ページでございますけれども、第6条の1号給から7号給の給与を該当させます。このことにつきましては、特に必要とあれば弁護士とか医者とか、そういう高度の技術、資格を持っておられる方を対象とするものでございます。

第2項の「任命権者は、前項の規定によるほか、専門的な知識経験を有する者を当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させる場合において、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときであつて、当該者を当該業務に期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要であるときは、職員を選考により任期を定めて採用することができる。」ということで、この第2項でございますけど、(1)から(4)まででございますけれども、これについての対象は、専門的技術といいますと、S Eとか特別の期間的に必要な職員を採用する項目に該当するというところでございます。

第2条の第1項、第2項につきましては、いずれも限度を5年ということで定めてございます。

続きまして、2ページの第3条でございますけれども、「任命権者は、職員を次の各号に掲げる業務のいずれかに期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要である場合には、職員を任期を定めて採用することができる。」ということで、これにつきましては、通常的一般職をもし採用する場合に期限を3年から5年に定めて採用するものでございます。これについては、特別な事情がある場合ということで御理解いただければということでありませう。

あとの条項については、さまざまな規定を定めてあります。

附則につきましては、この条例は平成19年7月1日から施行するものでございます。

続きまして、議案第35号についてお願いいたします。

嬉野市部設置条例の全部を改正する条例についてということで、理由といたしまして、行政組織の改革に伴い、嬉野市部設置条例の全部を改正する必要があるということで提案を申し上げます。

次のページお願いいたします。

嬉野市部設置条例の第1条、「地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定に基づき、市長の権限に属する事務を分掌するため、次の部を置く。」ということで、総務部、市民部、健康福祉部、産業振興部ということで4部制を今回しくものでございます。従前は6部制でございました。これ以外にまち整備部と企画部があったものでございます。

第2条からは事務分掌の内容でございます。

これにつきましても、附則で平成19年9月1日から施行するものでございます。

続きまして、議案第36号について御説明を申し上げます。

嬉野市役所の位置を定める条例の一部を改正する条例についてでございます。

理由といたしまして、行政組織の改革に伴い、嬉野市役所の位置を定める条例の一部を改正する必要があるということで提案させていただきます。

この中身といたしまして、次のページをお願いいたします。

第1条については従来どおりでございますけれども、第2条に庁舎の位置ということで、嬉野市の庁舎を嬉野市役所塩田庁舎、第2項に嬉野市役所嬉野庁舎ということで定めております。これにつきましては、今回の機構改革の提案の中で支所に産業振興部の業務を主体的に行うための場所を設置したために本庁、支所と分けて庁舎として位置づける必要があったものでございます。

この条例も機構改革に合わせまして平成19年9月1日から施行するものでございます。

続きまして、議案第37号でございます。

嬉野市総合支所設置条例の一部を改正する条例についてでございます。

理由といたしまして、嬉野市総合支所の所管区域を明確にするため、嬉野市総合支所設置条例の一部を改正する必要があるということでございます。

これについては、地方自治法の第155条の支所・出張所の設置の内容で所管の場所を決めてありますけれども、これにつきましては、第3条の所管区域の特例について拡大解釈のおそれがある条項ということで今回削除をさせていただいております。

このことにつきまして、この条例は公布の日から施行いたします。

続きまして、議案第38号でございます。

嬉野市出張所設置条例の一部を改正する条例についてということでございますけれども、これも前議案と同様の内容でございます。

続きまして、議案第39号でございます。

嬉野市総合計画審議会条例の一部を改正する条例についてということで、理由といたしまして、行政組織の改革に伴い、嬉野市総合計画審議会条例の一部を改正する必要があるものでございます。

このことにつきましては、所管の事務については当然所管の課が行うものでありますけれども、今後は条例から条文を削除したいということで、議案第39号、議案第42号、議案第44号、議案第45号、議案第46号、議案第47号、議案第49号の7議案についてお願いをするものでございます。

この条例は、平成19年9月1日から施行いたします。

続きまして、議案第40号をお願いいたします。

嬉野市議会議員の報酬、期末手当及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例について、理由といたしまして、行政課題に適切に対応できる議員活動を充実させるため、調査活動基盤の充実が不可欠である。このため市議会議員の報酬等を改正したいので、条例の一部を改正することで提案を申し上げます。

次のページをお願いいたします。

一部改正の内容でございますけど、別表の第2条関係で議会議長、議会副議長、常任委員長、議会運営委員長、議会議員ということで、報酬金額をこのように改めるものでございます。

上から申し上げますと、議会議長については20.8%、議会副議長20.9%、常任委員長、議会運営委員長23.1%、議会議員24%で、平均いたしますと23.5%になります。

この条例は、平成19年7月1日から施行するものでございます。

続きまして、議案第41号をお願いいたします。

嬉野市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

嬉野市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成18年嬉野市条例第39号）の一部を別紙のように改正するものでございます。

理由といたしましては、先ほど市長が提案理由の中で申し上げました農業委員会会長から教育委員会委員長及び委員の報酬について、業務量、また近隣市町の状況を勘案して改正したいということでございます。また、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の改正により改正するものでございます。

内容につきましては、新旧対照表をお願いいたします。次の次のページです。

農業委員会会長につきましては16.4%、監査委員の識見を有する者700千円で24%、監査委員の議員選出は6.6%、選挙管理委員会委員長40.5%、選挙管理委員会委員24%、それと一番下から2つ目ですけど、教育委員会委員長が47.7%、教育委員会委員が37.2%となります。選挙長から期日前投票所の投票立会人につきましては、現行から100円の減額でございます。

附則といたしまして、この条例は平成19年7月1日から施行します。

また、特例といたしまして、平成19年度年額報酬の額の特例ということで、これにつきましては年額でございまして、7月までの分は旧年額報酬ということで、平成19年度の年額報酬は月割計算とし、この条例の改正前の条例に規定する年額及びこの条例に規定する年額によりそれぞれ計算した額の合計額を当該年度分とするものでございます。

続きまして、議案第42号でございます。

嬉野市特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例については、先ほどの議案第39号と同様でございます。施行日も一緒です。

続きまして、議案第43号でございます。

嬉野市公の施設の指定管理者の指定の手続に関する条例の一部を改正する条例につきましては、理由といたしまして、指定管理者の指定手続をより適正に行うため、指定管理者選定委員会を設置したいので、条例の一部を改正する必要があるものでございます。

次のページをお願いいたします。

第5条第2項中「あらかじめ、学識経験を有する者」というのを今回明確に「嬉野市指定管理者選定委員会」に改め、同条の次に次の1条を加えるものでございます。

第5条の2として、「市に、嬉野市指定管理者選定委員会を置く。」ということでございます。

第2項は、「委員会は、指定管理者の指定に関し審議する。」ということで、この条例につきましても7月1日からでございます。

続きまして、議案第44号でございます。

嬉野市青少年問題協議会条例の一部を改正する条例につきましても、議案第39号と同じ理由で行政組織の変更に伴う繰り上げの条文でございます。

続きまして、議案第45号 嬉野市予防接種健康被害調査委員会条例の一部を改正する条例について、このことにつきましては、理由といたしまして、佐賀県の行政組織再編と先ほどから申し上げております組織の変更でございます。特に、次のページの第3条第2項中「委嘱する者」を「委嘱するもの」という平仮名と、「杵藤保健所長」を「杵藤保健福祉事務所長」に改定いたします。

この条例は、19年9月1日から施行するものでございます。

続きまして、議案第46号でございます。

嬉野市標準小作料設定協議会条例の一部を改正する条例でございます。これも議案第39号等と同じ理由で改定するものでございます。

続きまして、議案第47号 嬉野市都市計画審議会条例の一部を改正する条例についてでございます。これについても、議案第39号と同じ理由で条文を繰り上げするものでございます。

続きまして、議案第48号でございます。

嬉野市消防団条例の一部を改正する条例につきまして、理由といたしまして、消防組織法（昭和22年法律第226号）の改正に伴い、条例の一部を改正する必要があるということでございます。

次のページをお願いいたします。

この間に消防職員の職務とか身分取り扱い等、いろいろの条文が中に入りまして、「第15条第1項」を「第18条第1項」、「第15条の2第2項」を「第19条第2項」に、「第15条の6第1項」を「第23条第1項」に改めるものでございます。

この条例は、公布の日から施行するものでございます。

次に行きまして、議案第49号でございます。

嬉野市消防審議会条例の一部を改正する条例について、このことにつきましても、議案第39号と同様の理由で条文を削除し、9月1日から施行するものでございます。

続きまして、議案第50号 嬉野市地域コミュニティ審議会設置条例を廃止する条例につい

て、今回、理由といたしまして、嬉野市地域コミュニティ基本方針の策定が完了したもので、条例について廃止するものでございます。

以上、条例について御説明申し上げました。

続きまして、議案第51号をお願いいたします。

平成19年度嬉野市一般会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

一般会計補正予算（第1号）につきましても、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ219,649千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11,079,649千円とするものでございます。対前年比といたしまして15,502千円、率にして0.1%の増となるものでございます。

第2条として、債務負担行為の補正をお願いいたします。

第3条として、地方債の補正をお願いするものでございます。

2ページをお願いいたします。

予算の中身に入りますけれども、今回の歳入の中で大きいものは14款の国庫支出金86,385千円の増でございます。2番目に大きいのは19款の繰越金45,808千円、3番目といたしまして15款の県支出金42,806千円でございます。

続きまして、5ページをお願いいたします。

歳出の大きなものでございますけど、1番大きいのが7款の土木費83,878千円、2番目として5款の農林水産業費39,780千円、3番目として、前ページでございますけれども、民生費の35,434千円をお願いするものでございます。

続きまして、7ページをお願いいたします。債務負担行為補正でございます。

基幹水利施設管理技術者育成支援事業ということで、平成19年度から平成21年度までで限度額が883千円、これについては、三ヶ崎排水場の維持のため、点検等技術者の質の向上とか、そういうものを3年かけて行うもので、債務負担の必要があったものでございます。

続きまして、次のページをお願いいたします。第3表の地方債補正でございます。

農業施設整備事業については限度額を91,900千円、変更といたしまして、合併特例債を今回の補正後として109,800千円とするものでございます。

12ページをお願いいたします。歳入の事項別明細に入って御説明申し上げます。

15款の県支出金、一番上の総務費県補助金でございます。合併市町村交付金を16,555千円、地域活性化協働事業、2分の1の6,200千円ということで、これについては、合併交付金に充当いたしますのは、総合計画、バリアフリー、地域活性化協働事業、下の6,200千円の裏の分で6,200千円ですね。それから、交通指導員の制服等に充当をさせていただき予定でございます。

15ページをお願いいたします。

19款の繰越金でございます。1目の繰越金で45,808千円、5月末で決算となりますので、

その分の決算余剰金の繰越金を45,808千円として財源として計上いたしております。

続きまして16ページ、雑入でございます。この中で、4,800千円の自治総合センター助成金ということで、一般コミュニティ助成、宝くじの基金をもとにしたものでございますけれども、畦川内地区の公園整備1,300千円、不知火太鼓愛好会に2,500千円、青少年健全育成助成事業に1,000千円というものでございます。

続きまして、18ページをお願いいたします。

歳出でございますけれども、1款の議会費で報酬から旅費まででございますけれども、今回、補正の内容としては、現有21名の議員で算定いたしまして、報酬としては8,394千円から共済費までの関係がございます。それと9節の旅費ですけれども、費用弁償として300千円を計上いたしております。これについては、議会運営委員会と広報委員会の一人頭25千円の2委員会の6人分でございます。

続きまして、次のページをお願いいたします。

総務費でございます。5目の財産管理費でございます。15節の工事請負費、庁舎改修ということで2,000千円をお願いしております。これにつきましては、今回の機構改革により一部改修の必要があるということで、詳細な内容ではございませんけれども、2,000千円をお願いするものでございます。

続きまして、6目の企画費でございます。これについては、報償費から使用料及び賃借料までサガントス交流事業ということで、7月7日、サガン鳥栖とザスパ草津との交流試合、公式戦に先駆けてイベント等、また小・中学生の前座の試合というような催し物を計画いたす費用でございます。

それと、11節の需用費で印刷製本費の総合計画の費用を7,875千円をお願いするものでございます。

それと、地域情報化推進費の中で、システム変更設定業務と庁舎内LAN工事ということで、一部今回の機構改革にあわせまして必要な費用ということで5,900千円をお願いするものでございます。

続きまして、次のページをお願いいたします。

19節の負担金、補助及び交付金の中に地域活性化協働事業ということで、歳入でも説明いたしましたけど、この内容といたしましては、人にやさしいまちづくりプランに基づくバリアフリーツアースターの改修、また情報提供の発信とか、そういう事業に必要な分を補助金として支出するものでございます。この施設整備については、トイレ等の自動ドア整備をいたすわけでございますけれども、場所につきましては、嬉野町の西肥バスセンターの1階でございます。

それと、9目の分でございますけれども、先ほど申し上げましたように、消耗品費で交通安全指導員制服35人分をお願いするものでございます。これについては、もう20年近く着用

されている方もいらっしゃいますので、かなり老朽化しているということで今回更新をお願いするものでございます。

続きまして、24ページをお願いいたします。

3 款の民生費で障害者福祉費でございますけれども、障害者自立支援法の円滑な推進を図るため、委託料から扶助費までということで、事業が6事業、給付支払いシステム開発から就労意欲促進事業ですね、これにつきまして、今回、予算をお願いするものでございます。

続きまして、次のページをお願いいたします。

同じく5目の児童手当費でございますけれども、これにつきましては、法改正により3歳児未満の1子、2子の改定で5千円から10千円に上がったもので、本年4月に改正されたことにより増額するものでございます。月額5千円から10千円にいたしまして、延べ4,967名の方が対象となります。

次のページをお願いいたします。

4 款の衛生費でございますけれども、健康づくり事業費ということで、地域保健計画策定推進調査事業ということで報酬から委託料まででございます。これについては、市民の健康意識調査を行い、総合健康プラン等を策定するものでございます。4,673千円をお願いするものでございます。この調査についての対象は1,000人を予定しております。

次のページをお願いいたします。

5 款の農林水産業費でございます。4目の茶業振興費で強い農業づくり、15節の工事請負でございますけれども、29,474千円を追加、増額をお願いするものでございます。これは今回、実際の積算等を検討いたしました結果、建設費等の増額が必要になったことによりお願いをするものでございます。

次の農業農村整備費の中で、農地・水・環境保全向上対策事業で需用費から19節の負担金、補助及び交付金が6,900千円ございますけれども、これについては、今回、嬉野、塩田地区を調査いたしまして、嬉野が13、塩田が15、計28地区を対象として今申請がっております。まだ最後の調整はできておりませんが、予算としては、そのような形で今回計上をお願いするものでございます。

続きまして、29ページをお願いいたします。

6 款の商工費、2目の商工振興費でございます。特産品のPR事業1,360千円、これにつきましては、高校総体の嬉野で参加される約800校へお茶のパックと急須を消費拡大並びに産業振興ということでお願いするものでございます。それと、普通旅費のうれしの茶販路拡大事業の440千円につきましては、場所として台湾を予定しております。人数についてまだ明確ではありませんが、いろいろの産業の方が参加をしていただく予定で計画をしております。

次のページをお願いいたします。

土木費でございますけれども、83,878千円は前回の継続事業の設定で、今回、予算を防衛施設周辺整備事業として計上をさせていただいているものでございます。

次のページをお願いいたします。

9款2目の事務局費の中で、臨時職員、特別支援教育支援員ということで3,904千円、これは発達障害児などの特別支援を要するために支援員を4名配置するものでございます。対象の学校といたしましては、嬉野中学校、塩田中学校、嬉野小学校ということでございます。

次のページをお願いいたします。

2目の生涯スポーツ活動費でございますけれども、補正額は1,003千円、バレーボールをがんばり隊事業ということで位置づけております。これについては、世界レベルの競技者の体験談とか指導を受けたりするものでございます。この対象者として、ミュンヘンオリンピックの金メダリスト大古選手、その後の井上選手ですね、この2人の方に来ていただく事業でございます。

その下の施設管理費でございますけれども、市の体育館の消火設備等が不良でございまして、今回、消火設備、特に総体もメイン会場となりますので、消火設備設置をお願いするものでございます。

以上でございます。

**○議長（山口 要君）**

次に、議案第52号について説明を求めます。市民生活部長。

**○市民生活部長（中山逸男君）**

それでは、35ページをお願いいたします。

平成19年度嬉野市の老人保健特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによるものでございます。

第1条で、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ19,714千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,296,783千円とするものでございます。当初予算と比較をいたしまして0.5%の増、前年同期比で11,299千円の減、0.3%の減となっております。

今回の補正は、平成18年度の医療費の確定に伴いまして、実績報告によりまして国庫負担金などが確定をいたしましたので、補正をお願いするものでございます。

以上でございます。

**○議長（山口 要君）**

これで議案の細部説明を終わります。

お諮りいたします。議案第31号から議案第52号までの22件につきましては、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、議案第31号から議案第52号までの22件につきましては、委

員会付託を省略することに決定をいたしました。

日程第26. 平成19年請願第1号 「教育予算の拡充」を求める請願書についてを議題といたします。

紹介議員に請願内容の説明を求めます。山田伊佐男議員。

### ○20番（山田伊佐男君）

どうもお疲れさまです。請願第1号について御説明をいたしたいと思います。

昨年も6月議会において義務教育費の国庫負担の堅持についてということで請願が出されて、そして、意見書を提出していただきました。今回については、「教育予算の拡充」を求める請願書ということで、請願者は嬉野市嬉野町大字●●●●で西野千恵子さんが代表者で請願者でございます。私、紹介議員、山田でございます。

一番上の欄に参考ということで書いてありますけれども、一応括弧で囲ってあります。日本の教育予算というものがGDP比に占める割合というのが日本とOECDあたりと比較するとかなり低いということ。それともう1つ、職員数についても、日本とOECDの職員数を比較しても非常に少ないという参考資料もつけていただいております。

教育行政の問題につきましては、今後、与党において、義務教育のあり方、国、県、市町村の役割について引き続き検討をするということになっております。教育予算については、地方交付税による調整金を含めた費用負担のあり方については、やっぱり国の責務として保障されるべきものではないかという考えのもとに、この意見書を出してほしいということでございます。最終的に必要な財源が確保されるよう意見書を提出するというところでございますので、御理解をいただきたいというふうに思います。

趣旨説明ということになりますけれども、先ほど申し上げましたのに加えまして、意見書を読み上げまして請願の趣旨説明にかえさせていただきたいと思います。

---

#### 「教育予算の拡充」を求める意見書（案）

子どもたちに豊かな教育を保障することは、社会の基盤作りにとってきわめて重要である。現在、児童生徒の実態に応じ、きめ細かな対応ができるように、少人数教育を実施しているが、保護者や子どもたちから大変有益であるとされている。

しかし、義務教育費国庫負担金の負担割合が2分の1から3分の1に縮小されたことや地方交付税削減の影響、厳しい地方財政の状況などから、自治体独自に少人数教育を推進することには限界がある。

また、学校施設などを含めて教育条件の地域間格差も拡がりつつある。

一方、就学援助受給者の増大に現れているように、低所得者層の拡大・固定化が進んでいます。

自治体の財政力や保護者の家計の違いによって、セーフティネットとして子どもたちが受

ける「教育水準」に格差があってはならない。

日本の教育予算は、GDP比に占める教育費の割合や教職員数などに見られるように、OECD諸国に比べて脆弱と言わざるを得ない。

教育は未来への先行投資であり、子どもたちがどこに生まれ育ったとしても、等しく良質な教育が受けられる必要がある。

そのためには、教育予算を国全体として、しっかりと確保・充実させる必要がある。

よって、本議会は政府に対し「義務教育費国庫負担制度」の本来の趣旨に則り本制度の堅持と義務教育費に係わる財源確保を強く要請する。

右、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

---

という意見書（案）でございます。

提出先は、衆参議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、文部科学大臣あてでございます。

以上、ぜひ前向きに御検討をいただき、御理解いただきますようお願い申し上げます。

#### ○議長（山口 要君）

ただいまの説明に対して質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

平成19年請願第1号につきましては、お手元に配付をしております請願文書表のとおり、文教厚生常任委員会に付託をしたいと思います。

日程第27. 陳情の委員会付託を行います。

本日までに提出をされました陳情につきましては、お手元に配付をしております陳情文書表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託をいたします。

各常任委員会におきましては、審査、検討、調査をお願いいたします。

日程第28. 委員長報告を議題といたします。

閉会中、各常任委員会に付託をしておりました調査事件について、各常任委員長に報告を求めます。

まず、総務企画常任委員会の付託事件、まちなみ整備についての報告を求めます。野副道夫総務企画常任委員長。

#### ○総務企画常任委員長（野副道夫君）

総務企画常任委員会の報告を行います。

平成19年3月議会で付託をされました下記事件の調査結果を嬉野市議会会議規則第100条の規定により報告をいたします。

付託事件は、まちなみ整備についてであります。

総務企画委員会では、上記付託事件調査のために、平成19年5月17日、熊本県山鹿市を調査いたしました。

調査の理由は、山鹿市は平成17年1月15日、1市4町が合併をし、人口5万7,000人のまちで、面積が299.67平方キロの新しい山鹿市として誕生をした市であります。

旧山鹿市では、平成9年、景観条例を制定し、歴史的で山鹿にふさわしい建造物の修復保存に努められ、豊前街道沿いを中心に事業の推進が図られていて、合併後においても新市の条例として継承し、事業は継続をされております。

特に、豊前街道は道路の拡幅工事もなされないまま今日に至っておるために歴史ある建造物が数多く残っていることもあり、市の単独事業として手をつけ、補助制度を設定して事業に着手をされてきたものであります。

今日では、豊前街道八千代座祭りを初め、いろいろな祭りが催されまして、町並みを生かした取り組みが地元住民により自主的になされております。まちなみ整備事業がもたらした成果であるということもあり、嬉野市においても伝建地区との兼ね合いから山鹿市を調査いたしました。

委員会の意見としましては、山鹿市では伝建地区の指定を受けることもなく、八千代座を中心とした豊前街道沿いに連なる歴史的な建造物を保存していくことによって、当時の面影を残したい思いから修復工事に取り組みをされており、街道の散策が楽しめるまちづくりに力を入れておられる市であります。市においては、条件、条例の整備を行い、事業は年次計画的に推進をされております。

当嬉野市においては、国の指定を受けた伝建地区であることから、修復保存に努めているものでありますが、市の内外を問わず来客者の呼び込みにも工夫を凝らす必要がある。

それから、山鹿市の場合は八千代座という芝居小屋を有しておりまして、ここでの催しは小学生からプロに至るまで、年間の半分以上使用されているというようなことでございます。したがって、メディア等による宣伝は行っていないというものでありますが、来客者は団体、個人を問わず、私たちの目に見える形で常にお客様がっております。

嬉野市においても、伝建地区整備は必要と思われませんが、長崎街道の中の伝建地区として売り込むのであれば、建物のみならず、道路にあっても昔の面影が残るような内外面ともに一工夫凝らした整備を行うことで、街道沿いの店舗が生き残れるような風情のある、お客様が楽しく見学してもらえるまちづくりの整備を推進されることを望むものであります。

以上でございますが、山鹿市の資料につきましては後方に添付をいたしておりますので、一読をお願いします。

以上です。

**○議長（山口 要君）**

それでは、ただいまの報告に対して質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りいたします。本件については、総務企画常任委員長の報告のとおり了承したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。まちなみ整備については、委員長報告のとおり了承することに決定をいたしました。

次に、文教厚生常任委員会の付託事件、児童福祉についての報告を求めます。神近勝彦文教厚生常任委員長。

#### ○文教厚生常任委員長（神近勝彦君）

それでは、文教厚生常任委員会に付託されました調査について報告をいたします。

平成19年3月議会で付託されました下記事件の調査結果を嬉野市議会会議規則第100条の規定により報告いたします。

付託事件名、児童福祉について。

本委員会に付託されました事件について、平成19年5月24日に嬉野市内保育園10園並びに保育所1園の園長と嬉野市における保育事業について意見交換を行いました。

調査した理由としましては、嬉野市におきましては、子供たちを安全・安心に産み育てることができますよう、嬉野市の保育事業としては先見的な取り組みがなされております。

しかし、各種事業が子供たちや保護者にとって本当に有効に機能しているのかどうか、また、福祉について費用対効果で判断すべきではございませんが、財政投資が効率よく機能しているのか、現場の声を聞くことによりまして事業をさらに充実すべきと考え、意見交換を行いました。

その中で、問題点として、また委員会の意見として報告いたします。

輪番制休日保育特別事業は、嬉野町地区の保育園が保護者の子育てと仕事の両立を図るため、月交代で日曜、祝祭日の就労のため保育ができない家庭の児童を保育園で預かる事業でございます。

平成18年度の利用者は、年間35日の開設で延べ37名でございました。事業を行うには保育士が2名常駐しなければなりません。また、一日じゅう1名、あるいは2名の子供たちが保育士といることが保育上いいことであるのかどうか考える必要がございます。

また、塩田町地区の休日保育特別事業におきましては、済昭園に委託されております。嬉野町地区でも、保育園以外の施設を活用し、委託することが必要ではないか、また検討すべきではないかと思われまます。

続きまして、学童保育事業につきまして御報告します。

塩田町地区におきましては、保育園に委託し運営されております。メリットは、保育園の

開園時間が現在午後7時までとなっているため、学童保育も同様時間まで開所できるということでございます。

ただ、問題点としましては、小学校と保育園が離れているため、保育園までの通園区間の安全確保というものが大きな問題であります。また、土曜日や学校の長期休暇期間中の職員配置、また園児と児童の体力差による園内でのトラブルが懸念されております。

嬉野町地区の学童保育におきましては、学校施設内を原則利用しておりますので、通園は発生しておりません。ただ、学校利用は午後5時までとなっておりますので、保護者としてはかなり厳しい時間帯となっております。

塩田町地区及び嬉野町地区ともに現在のデメリットをいかに改善するかが課題であります。学童保育を利用していない児童との平等性も視野に入れた対応が必要となっております。また、基本的には学校近くに児童館等の施設を配置することが望ましいと思います。

続きまして、LDやADHD傾向にある子供や保護者への対応ということでございます。

小学校、あるいは中学校におきましては、スクールアドバイザー、心の教室相談員などが配置されております。重要課題として取り組みが図られておりますので、今、いい方に進んでいるのかと思っております。

しかし、LDやADHD傾向にある幼児が現在増加傾向にございます。早期からの対応が必要となりつつある中、3歳児健診時での心の発達健診、あるいは心理療養士による保育園訪問などが今後必要となり、子供に対する対応だけでなく、保護者が子供の状態をよく理解していくための体制づくりも必要と思われまます。

続きまして、保育料未納でございます。

平成17年度から急激な増加傾向がございませす。徴収について、保育園は関知をいたしておりませす。これにつきましては、市が責任を持っております。

個人情報保護法や児童福祉法によって園からの督促や入所拒否ができない状況が現在あります。未納金徴収におきましては、市税務課と連携した対応が今後もさらに必要となると思われまます。

以上でございます。

#### ○議長（山口 要君）

ただいまの報告に対して質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めまます。これで質疑を終わります。

お諮りいたします。本件については、文教厚生常任委員長報告のとおり了承をしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めまます。児童福祉については、委員長報告のとおり了承することに決定を

いたしました。

次に、産業建設常任委員会の付託事件、農業集落排水事業における汚泥のコンポスト処理について報告を求めます。川原等産業建設常任委員長。

#### ○産業建設常任委員長（川原 等君）

産業建設常任委員会の報告をいたします。

平成19年3月議会で付託された下記事件の調査結果を嬉野市議会会議規則第100条の規定により報告をいたします。

付託事件名、農業集落排水事業における汚泥のコンポスト処理について。

本委員会に付託された事件について、平成19年4月13日に白石町住ノ江水処理センターを訪問し、調査を行いました。

下水道事業などにおいて発生する汚泥の処理については、リサイクル推進の観点から各自治体で処理することが望まれていることから、平成16年2月に供用開始されているエコパーク住ノ江水処理センター・資源循環施設を視察いたしました。

敷地内外での環境対策がどのようにとられているのか、特に異臭がどの程度なのかを確認いたしました。

水処理センターに発生する汚泥は臭気発生が少ない汚泥に改質するため汚泥改質装置を設置されていて、建物内での異臭は感じられませんでした。

また、資源循環施設は、脱水汚泥にもみ殻を加え、約21日間で堆肥をつくる施設ですが、建物内では少しにおいを感じるものの、建物外では、風向きにもよりますが、大きな問題にはならないのではないかと思います。

周辺の環境対策として、高い木を植栽され、臭気の拡散も考慮されておりました。完成した堆肥は農地へ肥料として還元されていて、5キログラム入り100円、トラック売りはショベルバケット2杯500円で販売され、袋詰め肥料は家庭菜園、プランターなどで手まきされ、特に女性や年配層に好評とのことでありました。また、バケット積みは、タマネギ、アスパラガス、イチゴなどの生産農家が利用されており、申し込みに対し生産が間に合わない状況であり、汚泥をコンポスト化し農地に還元させる資源循環そのものでありました。

委員会の意見といたしましては、塩田地区では五町田、谷所での農集排水事業に着手し、現在、埋設管布設が行われており、平成23年度供用開始に向けて工事を進めております。

当施設でも資源循環施設棟を併設し、コンポスト化を計画されており、異臭の発生状況がどの程度なのか気になっておりましたが、視察先ではさほど問題視することはなかったと思います。

なお、美野、上久間、馬場下地区の汚泥も当施設にて処理される計画であり、1カ所で処理することができれば今後の建設コストの削減に大きく影響してくるものと思われます。関係者の方々に十分な説明と視察などを実施され、理解を求める努力を望みます。

以上、委員会の報告をいたします。

○議長（山口 要君）

ただいまの報告に対して質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りいたします。本件につきましては、産業建設常任委員長の報告のとおり了承をしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。農業集落排水事業における汚泥のコンポスト処理については、委員長報告のとおり了承することに決定いたしました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。大変お疲れさまでございました。

午前11時26分 散会